平成２５年（フ）第８１９号
大阪府枚方市津田東町２丁目37番43号
債務者　山本　武雄
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８５０号
大阪市住之江区西住之江３丁目８番４号、前住所大阪市住之江区安立１丁目11番14号
債務者　友安　益彦
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８５７号
大阪市旭区高殿６丁目19番１号　川崎マンション302
債務者　小林　義一
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８６７号
大阪市生野区小路東２丁目17番22号
債務者　藤田　建夫
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０８４号
神戸市北区山田町小部字大東１番地の１
シャンブレ古志根３Ｄ
債務者　山本　　巧
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７３号
神戸市北区藤原台北町２丁目10番11号　ハイツ北町102号、従前の住所神戸市北区有野町有野813番地の２
債務者　居酒屋神戸遊路倶楽部ことショットバー屋根裏こと　黒田　一成
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８３号
神戸市灘区徳井町３丁目１番７号　入江ビル４Ｆ東
債務者　鈴木　孝之
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０号
熊本県玉名郡南関町大字宮尾357番地92
債務者　増田　伸哉
1　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第５号
山口県下関市宮田町２丁目13番７―13号
債務者　平田　安宏
1　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
名古屋市中川区一色新町３丁目201番地　市営一色荘４棟803号
債務者　前川　京美
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３９号
名古屋市南区明治１丁目４番25号　ユーハウス内田橋１Ｅ号
債務者　唐澤　文彦
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０４号
熊本市北区龍田１丁目11番36号　スリーエス龍田103、前住所熊本市中央区下通２丁目７番19―504号
債務者　川尻　則子（旧姓谷川）
1　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３９号
宮城県刈田郡蔵王町宮字坂山14番地14
債務者　八島　裕美（旧姓三浦・角張）
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第３１５号
愛知県豊田市大林町12丁目15番地14　マンションアタゴＣ―２号
債務者　二村　保徳
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
宮城県大崎市古川穂波５丁目11番21―408号
雇用促進住宅２号棟
債務者　川名　貴博
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第５２号
千葉県流山市大字西平井977番地の４
債務者　福田　浩司
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部